



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 ソマール株式会社
代表者名 代表取締役社長 曾谷 太
(コード番号 8152 東証第2部)
問合せ先 IRC 部 長 近澤 美弘
TEL 03-3542-2160

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の当社第70回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 平成29年6月28日開催予定の当社第70回定時株主総会で「株式併合の件」が承認可決されることを条件といたしまして、現行定款第6条(発行可能株式総数)に規定される発行可能株式総数を、6千万株から6百万株に変更するものであります。
- (2) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第8条(単元株式数)を変更するものであります。
- (3) 現行定款第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000</u> 万株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600</u> 万株とする。
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行通り)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
中略	中略
(新設)	附則
	<u>本定款第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u>
	<u>なお、本附則は平成29年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

以 上